第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２１年（フ）第３３４号
横浜市緑区三保町1984番地　ライズウィステリア101号
破産者　相原　常雄
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３３５号
東京都世田谷区北烏山５丁目20番５号
破産者　松尾　達彦
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４３９号
千葉県君津市外箕輪４丁目12番37号
破産者　協永クリーニングこと白バラクリーニングこと　川上　貴永
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４７０号
川崎市麻生区高石５丁目14番５号、開始決定時の住所川崎市多摩区南生田２丁目16番36号
破産者　篠崎　孝俊
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７３１号
川崎市幸区小向西町３丁目50番地　西町マンション301、開始決定時の住所横浜市港北区師岡町382番地２　師岡第３ビル401号室
破産者　鈴木　慶一
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７５３号
川崎市麻生区王禅寺東６丁目15番34号　メゾンドアン101、前住所川崎市高津区下作延３丁目14番38―214号　梶ヶ谷パークハイツ
破産者　吉岡　　浩
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３４１号
金沢市八日市２丁目124番地２、従前の住所金沢市八日市２丁目123番地４
破産者　角尾　正行
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６１１号
石川県石川郡野々市町字徳用町26、住民票上の住所石川県石川郡野々市町字徳用町566番地の２
破産者　宮本　泰**藏**
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１５２３号
愛知県半田市大松町２丁目23番地　グラシアⅡ－Ｅ棟、開始決定時の住所愛知県知多郡武豊町字桜ケ丘４丁目12番地１
破産者　永井　篤資
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３７７号
愛知県小牧市大字三ツ渕408番地５
破産者　加藤　義正
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１５６５号
京都市左京区岩倉花園町284番地の１　ウィングプラザ284―201号、開始決定時の住所京都市左京区岩倉中町225番地　ドムス岩倉402号
破産者　土田　幸男
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３７４０号
大阪市東淀川区豊里１丁目11番28―601号、開始決定時の住所大阪市東淀川区下新庄４丁目21番Ａ―1406号
破産者　曽家　美紀
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４８３号
大阪市淀川区東三国２丁目10番８―605号、開始決定時の住所大阪府吹田市片山町１丁目１番3603号
破産者　赤澤　洋平
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８８０号
兵庫県西宮市郷免町３―９夙川ニューハイツ201号、開始決定時の住所兵庫県神戸市須磨区北落合５丁目21番20号
破産者　板東　博明
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０９２号
大阪市住之江区新北島３丁目７番45号レジェロ住之江1308、開始決定時の住所大阪市住之江区御崎１丁目11番６号
破産者　大島　康宏
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７０号
堺市西区浜寺諏訪森町中２丁209番地
破産者　庫内元三郎
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係